

長崎県消費者被害防止ネットワーク情報

警戒情報

配信日 令和元年5月23日

レンタルオーナー契約のトラブル～実体、リスクの確認重要～

内容

夫は、数年前に知人の勧めで太陽光発電に投資した。1枚10万円でソーラーパネルを購入し、それを貸し付けてレンタル料を受け取る仕組みだ。パネルの購入資金400万円はローンを組んだが、予定どおりにレンタル料が入らなくなり、支払いに困っているようだ。解約するにはどうすればいいか。(50代、女性)

消費生活センターからのアドバイス。

レンタルオーナー契約による消費者被害のニュースが続いています。レンタルオーナー契約とは、商品の売買契約と同時にその商品を貸し出す賃貸借(レンタル)契約を結ぶもので、消費者は業者がレンタル事業などで得た収益の一部を受け取ります。

購入した商品は消費者に引き渡されず、消費者はレンタル事業の実体を確認しにくく、事業の実体がなければ、約束どおりのレンタル料などが支払われなくなり、業者が破綻した場合には、それ以降の支払いは受け取れず、商品の購入代金もほとんど戻らなくなります。

元本保証、高配当をうたった勧誘やあたかも投資や出資、預金等の契約であるかのような勧誘も多くみられますが、決してうのみにせず、レンタル事業などの実体を確認できない場合や、業者が破綻した際のリスクが十分に理解できない場合は、契約をしないでください。

おかしいなと思ったときは、すぐに最寄りの「消費生活センター」または「各市町相談窓口」にご相談ください。

おかしいと思ったら、一人で悩まず 早めに相談を

長崎県消費生活センター 095-824-0999

[相談受付時間] 平日(月～金曜日) ... 午前9時～午後5時(12時～13時を除く)

全国共通ダイヤル 188 (イヤヤ!)

長崎市消費者センター
(095-829-1234)

佐世保市消費生活センター
(0956-22-2591)

島原市消費生活センター
(0957-62-9100)

諫早市消費生活センター
(0957-22-3113)

大村市消費生活センター
(0957-52-9999)

平戸市消費生活センター
(0950-22-4222)

松浦市消費生活センター
(0956-72-1861)

対馬市消費生活相談所
(0920-52-8322)

壱岐市消費生活センター
(0920-48-1135)

五島市消費生活センター
(0959-72-6144)

西海市消費生活センター
(0959-37-0145)

雲仙市消費生活センター
(0957-38-7830)

南島原市消費生活センター
(0957-82-3010)

各町にも相談窓口があります

